

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱1 家庭・事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

施策の方針 1.1 家庭における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

省エネエコライフの促進【環境政策課】

・ちがさき節電コンテスト 2013 の実施

ご家庭での節電の取り組みを応援するため、「ちがさき節電コンテスト」を実施しました。

節電コンテスト実施結果

年度 (西暦)	参加 世帯数	電力削減量 (kwh)	CO2削減量 (kg-CO2)	削減率1位 (%)
24(2012)	26	3,402.3	1,578.7	45.4
25(2013)	9	571.0	299.8	37.7

※24年度のCO2削減量は電力削減量×1,000×0.000464で、25年度のCO2削減量は電力削減量×1,000×0.000525で計算しています。



平成 25 年度は 8・9 月の電気使用量を前年より削減できた世帯を応募対象としました。

平成 25 年の夏は非常に暑かったこともあり、応募世帯数は平成 24 年の 26 世帯から 9 世帯へと減少しましたが、9 世帯の合計で 571kWh(299.8kg-CO2)の削減を行うことが出来ました。

削減率 1 位の世帯は、前年比 37.7%減と大幅な削減を果たしました。大幅な削減を実現した要因は家電の買い換えなどが中心でしたが、必要ないブレーカーを落とすことやこまめな消灯、すだれ・緑のカーテンの活用など、日常の取り組みによる節電を実施している世帯もありました。

また、節電コンテストに参加することにより、意識的な節電が図れたというお声も頂いており、継続して実施することが、地道ですが市域における二酸化炭素の排出抑制につながるものと考えています。

施策の方針 1.2 事業者における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援

環境に配慮した農業・漁業の促進【農業水産課】

・農畜水産物の地産地消の取り組みとして地元農産物を扱う店舗数が 1 件増え 25 店舗になりました。

・市内唯一の魚市場である丸大魚市場に対し茅産茅消応援団(※)への参画を呼びかけ、実現しました。

※ 茅産茅消応援団:「茅産茅消」とは「地産地消」(地元のものを地元で消費すること)の茅ヶ崎版のことです。茅ヶ崎青果商組合が主体となり、茅ヶ崎市民が「新鮮な」茅ヶ崎産農産物を「いつでも手軽に」消費できることを目指して、地産地消の周知等の取り組みを行っています。



茅ヶ崎産野菜の販売日やイベントで掲げられているのぼり旗

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱2 再生可能エネルギーの積極的導入支援

施策の方針 2.1 太陽光発電設備の導入支援や普及のための仕組みの構築

太陽光発電設備・太陽熱利用設備の導入支援【環境政策課・産業振興課】

補助事業名	交付額	実績件数	交付金額	出力合計	CO ₂ 削減効果
太陽光発電設備設置費補助金(戸建て住宅)	1万円/1kW (上限4万円)	337件 ※[417件]	11,768千円 [39,562千円]	1345.76kW [1616.27kW]	706t [749t]
太陽光発電設備設置費補助金(共同住宅)	1万円/1kW (上限9.9万円)	4件 [制度なし]	244千円 [制度なし]	24.54kW [制度なし]	12t [制度なし]
太陽光発電設備パワーコンディショナ(※1)交換費補助金	税抜価格の20% (上限6万円)	0件 [0件]	0千円 [0千円]		
家庭用太陽熱利用設備(※2)設置費補助金	5万円/1台	2件 [2件]	100千円 [100千円]		

※ []は平成24年度実績

※CO₂削減効果は、太陽光発電設備1kw当たりの年間発電量を1,000kwhと想定(新エネルギー財団による統計調査)し、排出係数は環境省発表の平成25年度東京電力実排出係数0.000525として算出しています。

・太陽光発電設備設置費補助金(戸建て住宅)において、交付金額が大幅に減額となった要因としては、平成24年度までは市が県の補助金と合わせて申請者に交付していましたが、平成25年度から県が独自制度を開始し、県補助金分の支出(20,800千円)がなくなったこと、また、太陽光発電設備の普及に伴い設備価格が年々下落していることから、市の補助単価を1.5万円から1万円に、上限額を5.2万円から4万円に減額したことが挙げられます。

・太陽光発電設備パワーコンディショナ(※1)交換費補助金については、広報紙やタウン紙を活用し周知啓発に努めましたが補助実績は0件でした。補助対象が、平成21年3月以前に設置した太陽光発電設備のパワーコンディショナであり、世間一般では耐用年数10年と言われているため、今後の申請が見込まれます。

・ビルドアップ・茅ヶ崎

事業者向けの支援策として、「茅ヶ崎市企業等立地等促進条例」に基づき、①企業等が茅ヶ崎市内に新設等をして事業を開始した場合の「立地支援」、②茅ヶ崎市内の企業等が、事業の維持・拡大のために、一定額以上の設備を導入した場合の「設備投資支援」、③茅ヶ崎市内の企業等が太陽光発電設備等を設置した場合の「地域貢献支援」などを実施しており、いずれも固定資産税の税制優遇措置をとっています。

25年度は4件の実績がありました。

※1 パワーコンディショナ:太陽光発電システムや家庭用燃料電池により発電された電気を家庭などの環境で使えるように交換する機器のことです。ソーラーパネルなどから流れる電気は通常「直流」ですが、家庭で用いられている「交流」に変換することで、通常利用可能な電気にすることができます。

※2 太陽熱利用設備:太陽からの熱エネルギーを使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステムのことで。

施策の方針 2.2 その他の再生可能エネルギーの導入推進の検討

・環境事業センターでは、ごみの焼却処理時に発生する約900度の温度を持った排ガスから、廃熱ボイラにより蒸気を発生させ、その蒸気をタービン発電設備に送り発電しています。

発電した電力で、施設内で消費する電力を賄い、余った電力5,192,880kwhを東京電力(株)に売電しました。

また、その他熱源として場内の給湯及び冷暖房用に使われ、さらに場外の温水プールでも使用されます。

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱3 低炭素型まちづくりの推進

施策の方針 3.1 低炭素型都市システムの構築

市民・利用者に使いやすい交通システムの推進【都市政策課】

- ・コミュニティバス北部循環市立病院線の運行改善、新たな交通システムの導入
予約型乗合バス(※1)事業を平成25年12月より小出地区にて開始しました。



予約型乗合バス

自転車利用の促進【都市政策課】

- ・サイクルアンドバスライド(※2)の継続

長期間置いたままの自転車を撤去するなどして、利用者が快適に使えるよう継続して実施しました。また、需要が高い地区への新設を検討しました。

※1 予約型乗合バス:個々の利用者の要求を受け、全体の運行効率を考慮しつつ乗合を発生させながら運行するバスのこと。

※2 サイクルアンドバスライド:バス停まで自転車で行き、バス停付近の駐輪場に自転車を止め、バスに乗り換えるシステム。

施策の方針 3.2 みどりの保全・再生・創出

みどりの保全【景観みどり課・環境政策課】

- ・茅ヶ崎市自然環境評価調査において特に重要な地域(生物多様性の保全、生態系ネットワークの核(コア))となる地域の1つである清水谷の保全管理計画を平成26年3月に作成しました。
- ・コア地域の1つである「赤羽根十三区」について特別緑地保全地区の候補地選定に向けた地籍調査を実施しました。
- ・保存樹林への助成を33件(25,342千円)実施しました。

助成により築造された生け垣

みどりの再生・創出【景観みどり課・公園緑地課・環境政策課】

- ・生け垣築造への助成を7件(691千円)実施しました。
- ・グリーンバンク制度を活用した配布を15件、44本行いました。
- ・公共施設27施設において緑のカーテンを実施しました。



施策の方針 3.3 ヒートアイランド対策の推進

ヒートアイランド対策の推進【環境政策課・景観みどり課・道路管理課・道路建設課】

- ・「緑のカーテン事業」は、25年度374世帯の応募があり、当選した200世帯に対して1世帯につき4株のゴーヤの苗を配布しました。
- ・緑のカーテン実施者へのアンケートでは、地球温暖化対策を「より取り組もうと思った」や「取り組むきっかけとなった」という回答が81%に達しました。



市民の方から寄せられた
緑のカーテンの写真

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱4 循環型まちづくりの推進

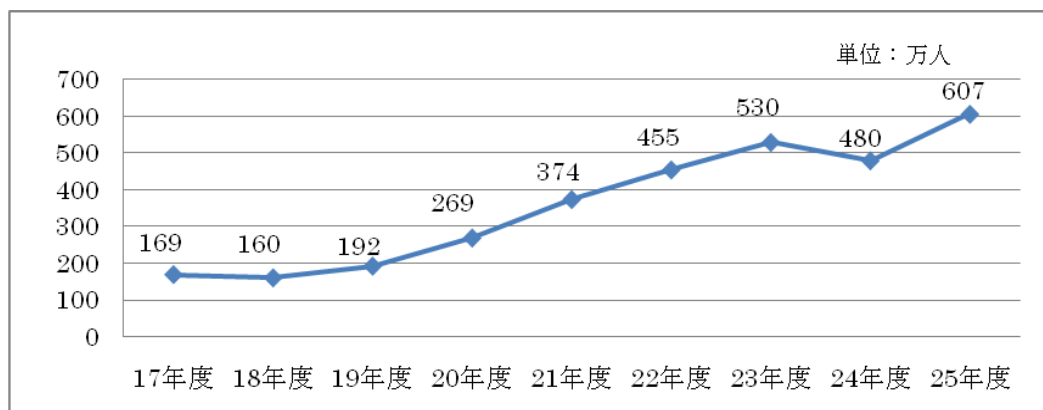
施策の方針4.1 4Rの推進

本市では、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用と熱回収(リサイクル)の3つのRに、要らないものを買わない・断る(リフューズ)を組み込んだ4Rを実践することにより、地域環境や地球環境に負荷を与えない資源循環型社会の構築を目指し、以下の優先度で取り組んでいます。

1. リフューズ（要らないものを買わない・断る）の推進【資源循環課】

- ・事業者への呼びかけにより、大型店2社3店舗が無料レジ袋提供を廃止しました。
- ・大型店におけるレジ袋辞退者数は年間のべ約607万人で、前年度比約27%の増加となりました。また、市政アンケート調査では回答者の68%の人がレジ袋の辞退に協力していると回答しており、市民生活に確実にマイバッグ持参が根付いてきています。

茅ヶ崎市大型店連絡協議会加盟店舗でのレジ袋辞退者数の推移



2. リデュース（ごみの排出を抑制する）の推進【資源循環課】

- ・生ごみ処理容器(※1)、家庭用生ごみ処理機(※2)の普及を推進し、生ごみの排出量を抑制することができました。

普及状況について	24年度実績	25年度実績	25年度目標
生ごみ処理容器の販売個数	144 個	120 個	230 個
家庭用生ごみ処理機の補助台数	40 台	25 台	25 台



生ごみ処理容器(地上式)

※1 生ごみ処理容器:土の中にいる微生物等の「発酵・分解」の働きにより生ごみを堆肥に変える手伝いをする容器のことで、効果としては、ごみ袋に使われる石油資源の節約、運搬の際のガソリンの節約、焼却炉で焼却効率上がるなどが挙げられます。

※2 家庭用生ごみ処理機:手動式と電動式があり、生ごみ処理容器と同様に微生物等により生ごみを堆肥に変えます。生ごみ処理容器より高価ですが、微生物の働きを活性化させるなどの機能が充実しています。

- ・生ごみ処理容器購入者等へアンケートを実施したところ、有効回答の約91%の方が「使い続けたい」と回答しました。また、自由記入欄に「他のごみの分別も考えるようになった」という回答もあり、市の補助によるごみの排出抑制の効果が伺えます。

(5) その他の施策の実施状況について

3. リユース（繰り返し使う）の推進【資源循環課・環境事業センター】

- ・再使用可能な大型ごみリサイクルによるリユース家具の提供

環境事業センター内にあるリサイクル品展示室で抽選により提供しました。

当選者の方には「茅ヶ崎市ごみ減量化・資源化基金」への募金をお願いしました。

提供申込件数:2,826 件[24 年度は 2,815 件] リサイクル品展示室寄付金:46,783 円[24 年度は 49,439 円]

- ・不用品登録制度(※1)による不用品の再利用を促進し、486 件の制度利用がありました。[24 年度は 635 件]

※1 不用品登録制度:まだ使えるのに不用になったもの・眠っているもの・捨てるものを市へ登録し、必要な方へ引き渡す制度のことです。

4. リサイクル（資源として再生利用する）の推進【資源循環課・環境事業センター】

ごみの減量や分別に関する情報提供【資源循環課・環境事業センター】

- ・適正分別のための情報提供

「ごみ通信ちがさき」(年 2 回発行・全戸配布)等により資源物の適正分別について広く周知できました。

特に平成 24 年度からびん・かん・ペットボトルをコンテナやネットでも収集を開始したことについて周知し、資源率上昇に寄与しました。

ごみ通信ちがさき秋号(平成 25 年 10 月 1 日発行)

主な内容

- ・平成 25 年 10 月 1 日から使用済小型家電の回収が始まります。
- ・ごみ集積場所を荒らすカラスにお困りではありませんか。
- ・平成 25 年 3 月に「茅ヶ崎一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理基本計画」を改定しました。
- ・生ごみ処理容器・家庭用生ごみ処理機を利用し、ごみの減量化にご協力ください。



- ・25 年度 10 月から開始した使用済小型家電の回収(※2)については、市民からのご理解・ご協力のもと当初の予定を大きく上回る回収量を実現しました。また、複数の地域集会施設への回収ボックス設置を検討・協議し、平成 26 年 4 月から新たに 8 施設で設置できることとなりました。
使用済小型家電の回収量:942kg(当初の予定数量:281kg)

※2 使用済小型家電の収集:携帯電話などの小型家電には鉄や銅の金属のほか、金や希少金属(レアメタル等)が利用されていますが、ごみとして捨てられたり、家庭で眠ったままになっています。市では、大切な資源をリサイクルするため、使用済小型家電の回収を行っています(「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が平成 25 年 4 月 1 日に施行)。

施策の方針 4.2 事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進

事業系一般廃棄物の排出抑制・資源化の推進【資源循環課・環境事業センター】

- ・「4R推進事業者行動協定」について、先進都市である千葉市や横浜市の情報を収集しました。
- ・多量排出事業者(年間約 60t 以上)の減量化等計画書について、先進都市である神奈川県内 19 市町の情報を収集し、その中の 9 市を参考に協定文書や実施方法を検討しました。また、多量排出事業者訪問時に減量化等計画書の協力について通知しました。
- ・環境事業センターにて、事業系一般廃棄物の搬入物調査を寒川町と連携して 12 回実施し、排出及び搬入状況について把握しました。搬入物調査では、26 社調査し、口頭指導を 4 回実施し、直接指導を 3 回実施しました。

(5) その他の施策の実施状況について

施策の柱5 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくり

施策の方針5.1 市民・事業者への普及啓発や情報発信

環境に関するイベント・講座の実施【環境政策課】

・「ちがさき環境フェア 2013」を実施

出店店舗にリユース食器使用の協力、来場者にマイカップ持参を呼びかけ、出店者・来場者も一緒に環境へ配慮できるイベントを実施しました。

図書館で貸出利用が終了した古本を用いた古本市、環境事業センターの協力リサイクル家具の抽選会、リサイクル自転車の販売を行い、循環型のまちづくりへの推進を促進しました。

・市民や事業者を対象とした環境に関する講座や施設見学会の開催

湘南エコウェーブ(※1)の事業として計2回、環境に関するエネルギー関連施設の見学会を実施しました。

①親子を対象として、東京ガス磯子LPGガス工場と食品生産工場(日清オイリオ磯子工場)の2施設を見学しました。(参加者44名)

②広く市民を対象として、かわさきエコ暮らし未来館のメガソーラー、川崎の天然ガス発電施設、横浜の風力発電施設(ハマウイング)の3施設を見学しました。(参加者31名)

※1 湘南エコウェーブ:茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の2市1町が連携して環境活動に取り組むプロジェクト。未来を担う子どもたちに湘南の豊かな環境を伝えようと地球温暖化防止を目的に様々な活動をしています。



①親子環境バスツアーの様子



②施設見学の様子

環境市民会議「ちがさきエコワーク」と市の協働で計2回、施設見学会を実施

③親子を対象とした環境バスツアーを実施し、かわさきエコ暮らし未来館のメガソーラーと麒麟ビバレッジの2施設を見学しました。(参加者40名)

④資源循環型社会づくりを学ぶため、昭和電工(株)とペトリファインテクノロジー(株)の2施設を見学しました。(参加者20名)



③体験コーナーでの様子



④工場見学の様子

環境教育の実施【環境政策課・学校教育指導課】

・スクールエコアクション(学校版環境マネジメントシステム)(※2)の推進

「ちがさき環境フェア 2013」で中学校 2 校の活動発表会実施

25 年度から市内各中学校及び教育委員会の協力により発表会を実施しました。赤羽根中学校と円蔵中学校 2 校の生徒が日頃の環境活動を発表し、活動の様子を学校外へ発信しました。また、発表校同士でお互いの取り組みを共有し合うことで、自校における今後の取り組み内容のさらなる充実を図る場となりました。

※2 スクールエコアクション(学校版環境マネジメントシステム):学校において、児童・生徒等が環境に配慮した生活様式を習得できるよう、各学校がそれぞれの環境活動の方針や目標等を設定し、その達成を目指して継続的に活動に取り組んでいくシステムや取り組み



・小中学校の環境活動の掲示

市内各小中学校で日頃取り組んでいる環境活動をまとめた模造紙や壁新聞等を環境フェア中、コミュニティホールに掲示しました。通常は各学校の廊下等で掲示されているものを環境フェアで一斉掲示することで、市内外から来られる多くの方々へ学校での環境活動を発信しました。



・小中学校における環境に関わる学習への支援

市職員による学校での出前授業を実施

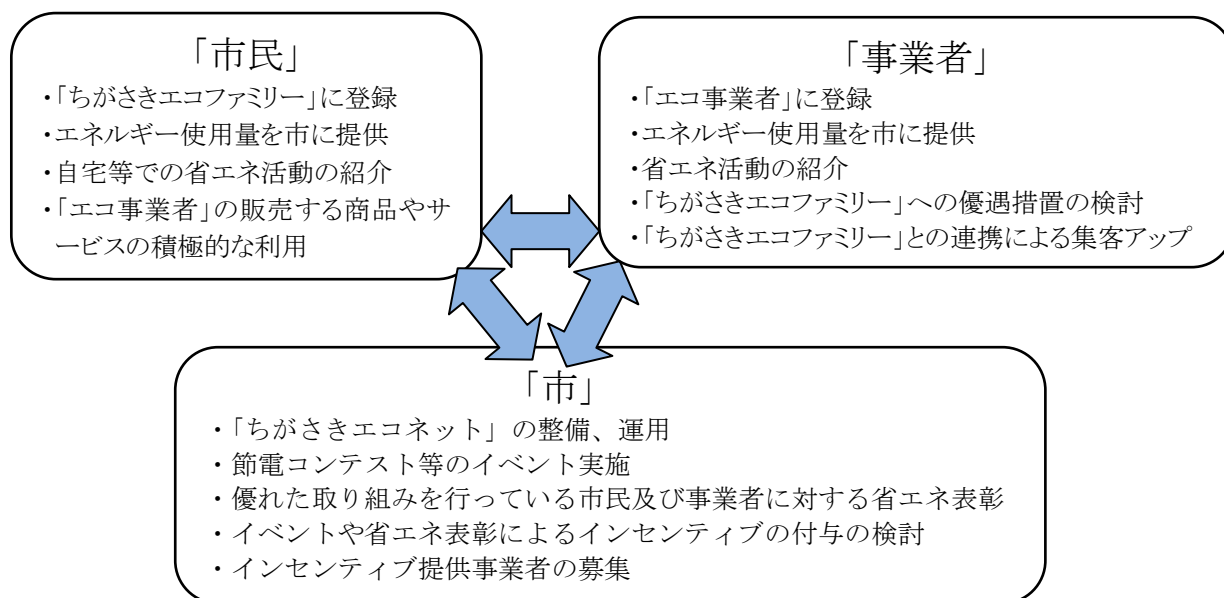
学校での環境学習の支援として市役所の職員が市内小中学校にて出前事業を実施しています。平成 25 年度は計 11 回(環境政策課 2 回、環境保全課 1 回、資源循環課 1 回、景観みどり課 7 回)実施しました。

施策の方針 5.2 市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり

市民・事業者・市による連携・協働の仕組みづくり【環境政策課】

・ポータルサイト等を利用した市民・事業者向けの環境情報ネットワークの構築

「ちがさきエコネット」:市民・事業者向けに環境に関する情報提供を行うポータルサイト。会員が入力するエネルギー使用量のデータにより家庭部門の二酸化炭素排出量を把握することを目指します。会員専用ページには家庭生活での二酸化炭素排出量や削減量の計算が可能な「環境家計簿」や、会員が相互に情報交換できる掲示板「コミュニケーション」などのコンテンツを設けます。



■その他の施策の実施状況について全般に対する協議会指摘事項

- 1) この項目は、温暖化防止を軸に、市の施策の横断的な再編可能性が含まれ、大いに注目される。いわゆる縦割り行政を乗り越え、各課協力の仕組みが展望できるという意味で、挑戦的な評価事項となり得る。自治体の「報告の取り組み」として評価したい。ただし、他課のコメントの転載に止まらず、温暖化防止に集中した記載を工夫して欲しい。
- 2) 家庭における省エネ行動の推進や省エネ機器等の導入支援について、太陽光発電設備のパワーコンディショナ交換費の補助事業は他市にない取り組みであり、今後申請が増えていくことが見込まれるため、引き続き推進して欲しい。

一方で、節電コンテストの参加者が少ないのが気になる。参加者を増やすため、広報紙等による周知はもとより、学校単位での参加など、参加者を増やす周知方法の工夫が必要であろう。また、家庭の省エネルギー機器については、事業者と連携しさらに積極的に情報発信や啓発活動を行うべきである。

他方で、事業者における省エネ行動の推進については、効果として認識しうる施策の表現方法が求められる。地産地消(茅産茅消)、商店街街路灯・防犯灯のLED化、事業所の節電、ハイブリッド車の導入、自動スイッチ、照明のLED化などの取り組みについて、効果や成果が分かるようにして欲しい。そして、これらへの支援も検討の余地があるといえる。
- 3) 低炭素まちづくりの推進については、自転車利用を推奨しているが、茅ヶ崎市の場合は車道がそれほど広くなく、車も多いことから、自転車の適切な通行を目指すことで新しい課題を生み出している。自転車の利用を促進するならば、自転車道・駐輪場の整備、地下道の出入り口の歩道との接続等、諸条件を組み合わせた施策となるべきであろう。
- 4) 循環型まちづくりの施策(4Rの推進)については、リフューズの意識づけを強調しつつ、優先度をつけて進めるのはどうか。また、今後も、消費者、商業者、行政が連携してエコ・シティづくりを進めて行く必要がある。リデュースについては、生ごみ処理機・容器の使い方の体験型講習会を実施し、理解を深めることが普及につながるのではないかな。
- 5) 普及啓発や情報発信、連携・協働の仕組みづくりは、本計画の成否に直結する。市民・事業者への低炭素型ライフスタイルの啓発が極めて重要である。具体的な啓発活動を整理、企画し、それらを本協議会として検討する必要があるだろう。また、温暖化対策は、あらゆる主体が協働して取り組まなければならない。しかし、実際には行政の各担当部署の実行力に委ねられているのが現状である。市域各分野の組織・団体と行政が一体となって推進する体制づくりの検討が必要であろう。
- 6) 本項目は、全体として、それぞれの施策の実施状況は具体的で分かりやすい。ただし、市民にとっては、自分が参加した活動がどのように地球温暖化防止に繋がっているかが必要な情報であるはずだ。こうした情報の提示方法にも工夫をして欲しい。

茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）



3 茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）

（１） 温室効果ガスの削減目標

■ 計画期間及び削減目標

茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）の計画期間は、平成 25 年度から平成 32 年度までの 8 年間とします。

基準年度	目標年度	温室効果ガス削減目標	
平成 22 年度 (2010 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)	総排出量	20%削減
		市施設の事業活動による排出	15%削減
		一般廃棄物処理による排出	25%削減

■ 削減対象とする温室効果ガス

事業者としての市の取り組みにおいて削減対象となる温室効果ガスの種類と排出源は次表のとおりです。

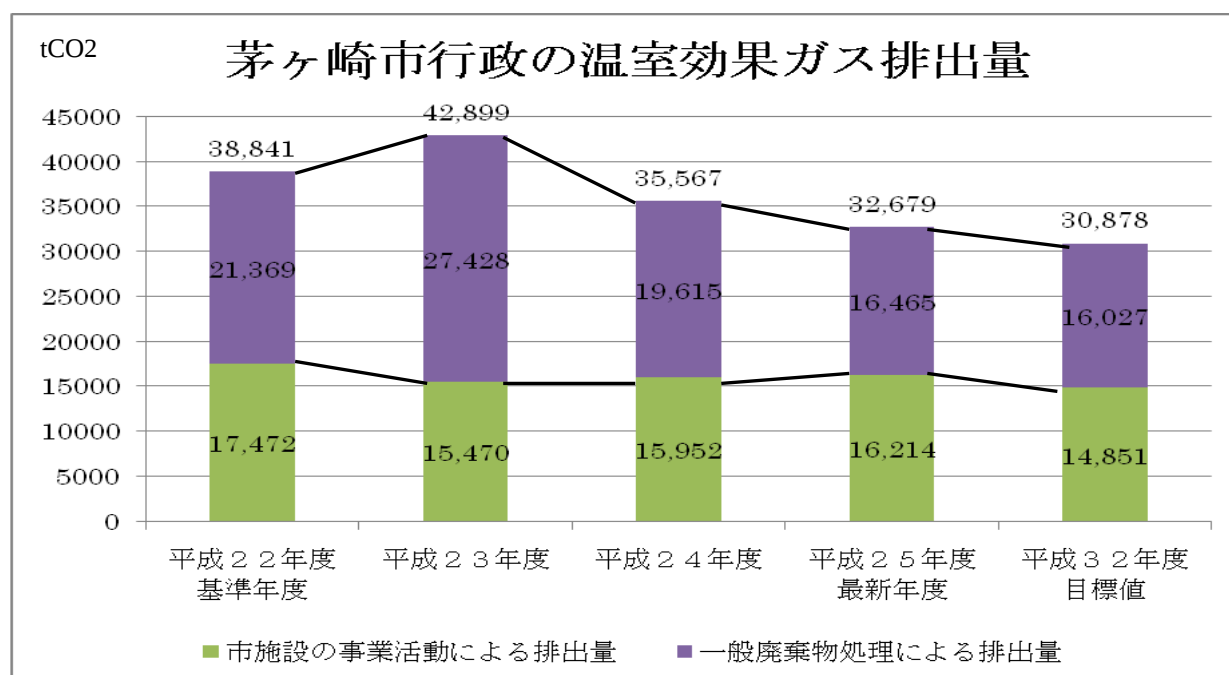
（排出削減対象温室効果ガス一覧表）

種類	主 な 排 出 源
二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料の焼却 （公用車・暖房器具・ボイラーなど） 電気の使用 一般廃棄物の焼却
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行 下水の処理 一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行 下水の処理 一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用（廃棄）
パーフルオロカーボン（PFC）	現状排出なし
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	庁舎等の変圧施設に設置されている電気機械器具の廃棄等

(2) 温室効果ガス排出の状況

単位:tCO2

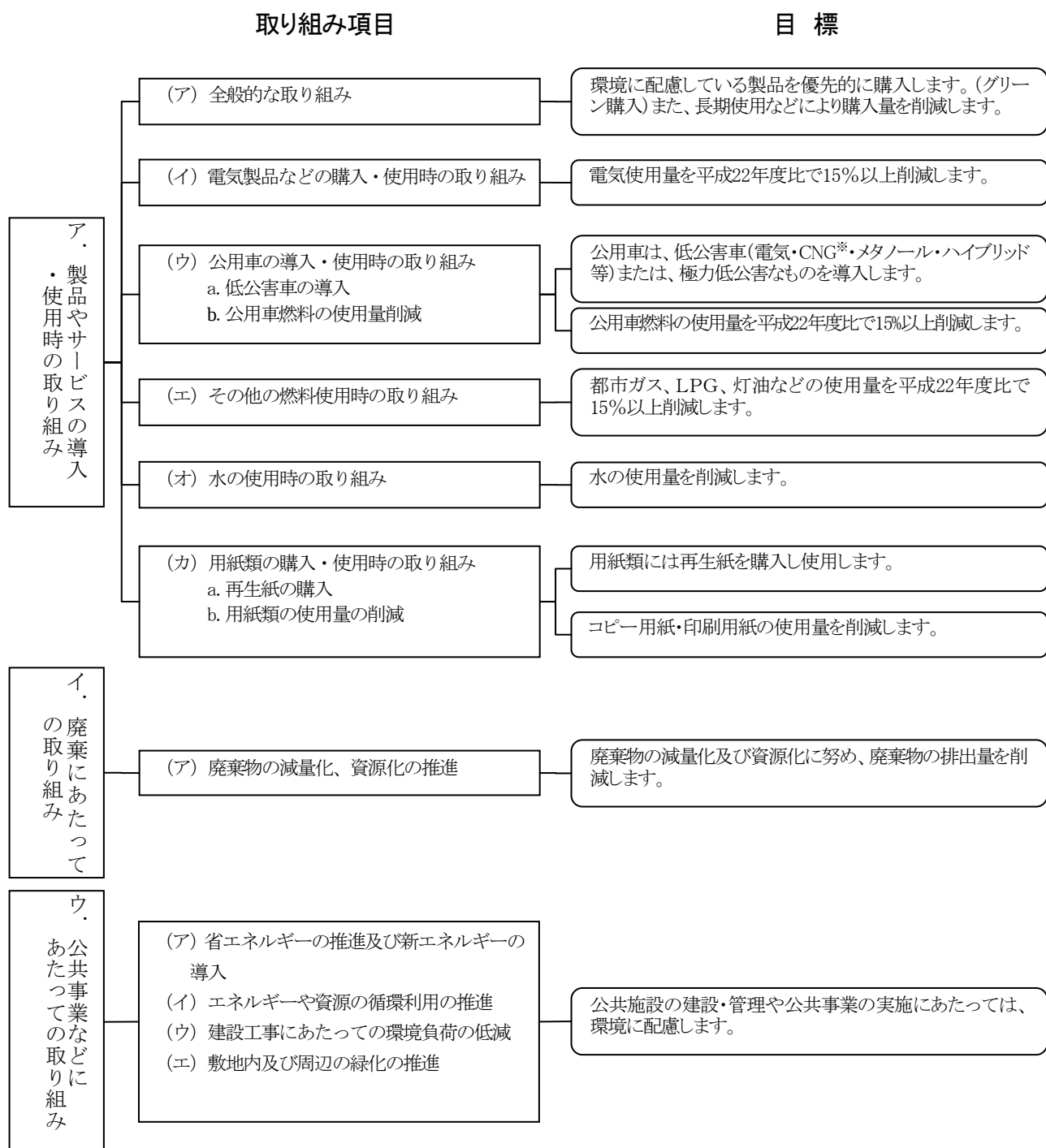
部門	基準年度	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	最新年度	基準年度比	目標値
	平成 22 年度 (2010 年度)			平成 25 年度 (2013 年度)		平成 32 年度 (2020 年度)
燃料の使用	4,797	4,836	4,807	4,801	100.1%	4,077
電気の使用	12,659	10,619	11,130	11,399	90.0%	10,760
自動車の走行	12	12	11	11	91.7%	10
HFC 封入エアコンカー エアコンの使用	3	3	3	3	100.0%	3
廃棄物	21,369	27,428	19,615	16,465	77.1%	16,027
合計	38,840	42,898	35,566	32,679	84%	30,877



■ 25 年度の排出状況等の特徴

- ・二酸化炭素排出量は、平成 22 年度(基準年度)比 16%の削減を達成しました。
- ・市施設による排出削減量は基準年度比 7%減、一般廃棄物処理による排出は基準年度比 22.9%減となっていますが、この要因としては 24 年度から全市的に開始された容器包装プラスチックの分別収集により、25 年度もごみ及び廃プラスチック焼却量の減少傾向が続いている結果、廃棄物による温室効果ガス排出量の減少に繋がっていると考えられます。
- ・燃料の使用による排出量は基準年度比で 0.1%増加していますが、この要因としては、公用車燃料の使用量増加していることがあげられます。また 25 年度は例年になく降雪などに対応するため、例年よりも多くの燃料使用が見受けられました。
- ・現在の温室効果ガス排出削減は廃棄物によるものが多く、市の事業による排出削減をより一層推進していくことが求められます。

(3) 取り組み体系図



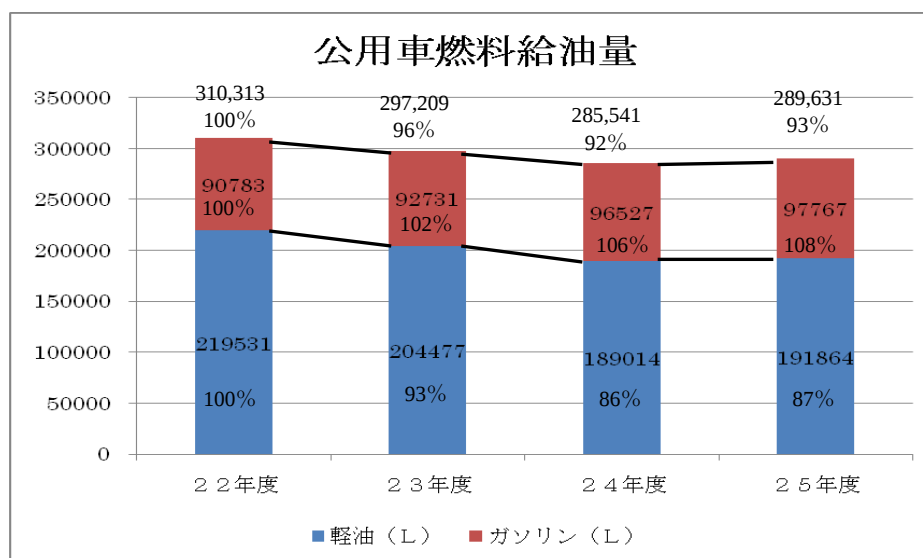
(4) 各取り組みの実施状況について

製品やサービスの導入・使用時の取り組み

・公用車の給油量

平成 25 年度の公用車給油量はガソリン 97,767 リットル、軽油は 191,864 リットルでした。

公用車 給油量	軽油 (L)	ガソリン (L)	計 (L)	基準年度比 (軽油)	基準年度比 (ガソリン)	基準年度比 (計)
22 年度	219,531	90,783	310,313	100%	100%	100%
23 年度	204,477	92,731	297,209	93%	102%	96%
24 年度	189,014	96,527	285,541	86%	106%	92%
25 年度	191,864	97,767	289,631	87%	108%	93%



・LED 照明の導入

小出支所(事務室以外部屋)や小学校7校(トイレ照明)などに LED 照明を導入しました。

・防犯灯事業における LED 灯具の導入

LED 灯具設置数 809 灯

(平成 25 年度末の防犯灯 LED 化率=2,919 灯/13,999 灯(約 21%))

・空調機器の温度設置と輪番停止

市役所本庁舎及び分庁舎の空調温度設定を冷房 28℃、暖房 19℃とし冷房については、電力需要がピークとなる午後1時以降に各フロア 15 分単位の輪番停止を 1 日 2 回実施しました。

また、夏期と冬期を節電強化月間とし、ちょっとしたエコな活動「ちょこエコ」を呼びかけました。

・ペーパーレス会議の実施

環境調整会議において、配布する資料を事前にメール配信、会議当日はパワーポイントを活用することで紙配布を次第のみとするペーパーレス会議を実施しました。

また、同会議において平成 26 年 3 月にタブレット端末を活用したペーパーレス会議を試行的に行いました。

冬季 節電強化月間のちょこエコ
12月2日(月)～3月31日(月)まで

①ウォームビズをしよう! WARMBIZ
空調は昨年より-1℃の19℃設定です
②電気ポットの使用をやめてコンセントを抜こう!
お湯は必要時に各自給湯室で入れよう!
※小さな省灯、パソコンの節電管理は引き継ぎ取り組みましょう!

冬季のちょこエコ



ペーパーレス会議の様子

廃棄にあたっての取り組み

・使用済小型家電回収ボックスを10月より市内16箇所に配置しました。

使用済小型家電回収ボックスを設置し、当初予定回収量（281kg）を上回る942kgを回収しました。

・不要品登録制度

486件の活用がありました。

・給食残さをたい肥化し、栽培した野菜の提供

市内農業団体に事業委託し、給食残さを使ったぼかし堆肥づくりとその堆肥を使い農産物を栽培、市内近隣小学校3校の学校給食への提供を実施しました。



小型家電回収ボックス

公共事業などにあたっての取り組み

・エコオフィス賞を実施

平成25年度のエコオフィス賞表彰を行い鶴が台保育園の「園児や保護者を巻き込んだの保育園のエコ活動」が表彰されました。

鶴が台保育園活動（一例）

●園内の職員をグループに分け、エコに関する事に取り組むメンバーを決めて意見を出し合い分担して計画や実施に取り組む。

①エコキャップ運動は、円蔵中学校のボランティアの学生に保育園に来てもらい、回収されたキャップ約800個で予防接種1人分の注射代になる等活用方法の説明をもらった。

②子ども達が作ったエコキャップ回収ボックスに集められたキャップは、年長児が100マスボードで個数を数え、園だよりにて報告をしている。



中学生がエコキャップ集めの説明



100マスボードでエコキャップ数え中



エコキャップ回収ボックス

・指定管理者による環境配慮活動の表彰制度の創設

指定管理者による公共施設の優良な環境に対する取り組みを表彰する制度「エコ管理賞」を創設しました。

■茅ヶ崎市行政の取り組み（事務事業編）全般に対する協議会指摘事項

- 1) 事務事業編の主旨として、市の実績とそれに対する評価の報告は、これで十分であると感じられる。その中でできる限り、茅ヶ崎市の努力が表現されればなお望ましいのではないだろうか。温室効果ガス排出量の状況として、次の点を強調するべきだ。まず、実質的な行政の事業活動での基準年度比のCO₂排出量削減は7%であったこと、全体のCO₂排出量が16%削減できたのは市民から出される焼却廃棄物が減少したためであること、そして、この市民の協力により焼却時に発生するCO₂排出量が22.9%削減したためであること、この3点である。
- 2) 茅ヶ崎市庁舎電力使用量の削減は経年的に見ると限界に達していると思われる。新庁舎建設にあたり省エネ、再生エネルギー使用を駆使した設備を導入して欲しい。また、市庁舎以外の施設ではエネルギー使用量の削減、電気使用量削減、省エネに向けてのきめ細かい対応が必要である。専門的なエネルギー診断員や節電・省エネアドバイザー、使用者側の意見を聴取して推進して欲しい。さらに、今後の取り組みの視点として、生ゴミの堆肥化の促進や民間での取り組みを吸収できる仕組みの取り入れなどが必要ではないだろうか。
- 3) なお、報告書についても公用車の給油量の増減内容や削減対象の温室効果ガスの記載の代わりに、温室効果ガス削減対象となる施設を記載するとより分かりやすいのではないか。市民に対し省エネルギーを勧める茅ヶ崎市として、自らの取り組みや成果を積極的に公開する姿勢は大変良いと思う。市民は特に、行政の取り組みが見えにくく、分かりにくいいためこの努力を継続して欲しい。